

フローチャート&解説  
ガイドラインに基づいた対応は  
このように進めよう

ここでは、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえて、経営者保証取扱い時と保証債務履行時に金融機関担当者に求められる対応の流れをみていく。

**1 中小企業からの融資申込みを受け付ける**

2014年2月1日から「経営者保証に関するガイドライン」の適用が始まる。以降は、ガイドラインに沿った保証の取扱いが行われることとなる。ガイドラインには適用対象となる企業や経営者についても定められている(16ページQ1を参照)。既存契約については、解除・見直し等の要請があった場合や契約更新時等に対応が求められるが、すべての既存契約を一律に見直す必要はない(17ページQ2を参照)

**ガイドラインを踏まえた対応が求められる主な場合**

- 新たに経営者保証の徴求を検討する場合
- 経営者保証の契約更新時
- 経営者保証の解除・見直しの申入れ時
- 事業承継時(社長交代時)



**2 経営者保証の徴求がどうかの事前確認**

- 以下の①～⑤の要件を踏まえたうえ、債務者の経営状況、資金使途、回収可能性などを総合的に判断し、経営者保証を求めようかを定める
- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
  - ② 法人と個人の間のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない
  - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断できる
  - ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている
  - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある
- ※必ずしも①～⑤すべての要件を満たす必要はない

条件を満たさない

条件を満たす

債務者が個人事業主の場合などは、一般的に事業と個人の一体性に必要性がある。一律的な対応を行うのではなく、案件ごとに適切に対応する

**① ガイドラインを踏まえた経営者保証取扱いの流れ**

